

**セクション 1:**  
**南極科学・観光・保存法によって修正された南極保存法に従う規則 (仮訳)**

パート 670—南極の動物および植物の保護

サブパート A—序文

- §670.1 規則の目的
- §670.2 適用範囲
- §670.3 定義

サブパート B—禁止行為、例外

- §670.4 禁止行為
- §670.5 特別事情における例外
- §670.6 事前所有の例外
- §670.7 食用の例外
- §670.8 外国の許可の例外
- §670.9 南極保存法実施の例外
- §670.10 [予備]

サブパート C—許可

- §670.11 許可申請
- §670.12 一般的発給基準
- §670.13 許可の管理
- §670.14 許可の条件
- §670.15 修正、停止および取り消し
- §670.16 [予備]

サブパート D—在来の哺乳類、鳥類、植物および無脊椎動物

- §670.17 具体的発給基準
- §670.18 許可申請の内容
- §670.19 在来哺乳類の指定
- §670.20 在来鳥類の指定
- §670.21 在来植物の指定
- §670.22 [予備]

サブパート E—特別保護種の哺乳類、鳥類および植物

- §670.23 具体的発給基準
- §670.24 許可申請の内容
- §670.25 特別保護種の在来の哺乳類、鳥類および植物の指定
- §670.26 [予備]

サブパート F—南極特別保護地区

- §670.27 具体的発給基準
- §670.28 許可申請の内容
- §670.29 南極特別保護地区の指定
- §670.30 [予備]

サブパート G—アメリカ合衆国との間における輸出入

- §670.31 輸入のための具体的発給基準
- §670.32 輸出のための具体的発給基準
- §670.33 許可申請の内容
- §670.34 輸入港および輸出港
- §670.35 [予備]

サブパート H—非在来の植物および動物の導入

- §670.36 具体的発給基準
- §670.37 許可申請の内容
- §670.38 許可の条件
- §670.39 [予備]

パート 671—廃棄物規則

サブパート A—序文

- §671.1 規則の目的
- §671.2 適用範囲
- §671.3 定義

サブパート B—禁止行為、例外

- §671.4 禁止行為
- §671.5 例外

サブパート C—許可

- §671.6 許可申請
- §671.7 一般的発給基準
- §671.8 許可の管理
- §671.9 許可の条件
- §671.10 見直し、修正、停止および取り消し

サブパート D—廃棄物管理

- §671.11 廃棄物貯蔵
- §671.12 廃棄物処分
- §671.13 USAP の廃棄物管理

サブパート E—禁止物質の指定、汚染物質の再分類

§671.14 年 1 回の見直し

§671.15 予備決定の公示

§671.16 汚染物質の指定および再指定

サブパート F—緊急事態

§671.17 緊急事態

パート 672—執行および意見聴取手続き

パート 673—民間南極探検隊

§673.1 規則の目的

§673.2 適用範囲

§673.3 定義

§673.4 環境保護情報

§673.5 緊急時対応計画

## パート 670—南極の動物および植物の保護

### サブパート A—序文

#### § 670.1 規則の目的

本パートの規則の目的は、南極地域の在来の哺乳類、鳥類、植物および無脊椎動物ならびにそれらが依存している生態系を保存および保護し、1996 年の南極科学・観光・保存法（Antarctic Science, Tourism, and Conservation Act）（公法第 104-227 号）によって修正された 1978 年の南極保存法（Antarctic Conservation Act）（公法第 95-541 号）を実施することである。

#### § 670.2 適用範囲

本パートの規則は、以下に適用される。

- (a) 南極地域に在来の哺乳類、鳥類または植物の採捕。
- (b) 南極地域に在来の哺乳類、鳥類、無脊椎動物または植物への有害な干渉への関与。
- (c) 南極特別保護地区への立ち入りまたは同地区内における活動への関与。
- (d) 本法律に違反して採捕された南極地域に在来の哺乳類、鳥類または植物の受領、取得、輸送、販売提案、販売、購入、輸入、輸出または保管、管理もしくは所有。
- (e) 南極地域への非在来種の個体の導入。

#### § 670.3 定義

本パートにおいて、

「本法律」とは、1996 年の南極科学・観光・保存法（公法第 104-227 号）によって修正された 1978 年の南極保存法（公法第 95-541 号）（16 U.S.C. 2401 以下参照）を意味する。

「南極特別保護地区」とは、環境上、科学上、歴史上、芸術上もしくは原生地域としての顕著な価値を保護し、または本パートのサブパート F で指定する進行中の、もしくは計画された科学的研究を保護するために、南極条約締約国が指定する地区を意味する。

「南極地域」とは、南緯 60 度以南の地域を意味する。

「理事長」とは、全米科学財団の理事長、または理事長によって任命された同財団の役員もしくは従業員を意味する。

「有害な干渉」とは、以下の行為を意味する。

- (a) 鳥類またはあざらしの群れを乱す方法で、ヘリコプターまたはその他の航空機を飛行または着陸させること。
- (b) 鳥類またはあざらしの群れを乱す方法で、車両または船舶（ホバークラフトおよび小型ボートを含む）を使用すること。
- (c) 鳥類またはあざらしの群れを乱す方法で、爆薬または火器を使用すること。
- (d) 人が徒歩で、繁殖中もしくは換羽中の鳥類、または鳥類もしくはあざらしの群れを意図的に乱すこと。
- (e) 航空機の着陸、車両の運転もしくは在来陸上植物の群生の上を歩行することまたはその他の手段によって、在来陸上植物の群生に甚大な被害を与えること。

(f) あらゆる種または個体群の在来哺乳類、在来鳥類、在来植物または在来無脊椎動物の生息地を不利な形で大きく変化させる活動。

「輸入」とは、アメリカ合衆国の 12 マイルまでの領海を含めて、アメリカ合衆国の管轄に服する場所への上陸、搬入もしくは導入、または上陸、搬入もしくは導入の試みを意味し、当該行為がアメリカ合衆国の関税法の意義の範囲内で輸入を構成するかどうかを問わない。

「管理計画」とは、南極条約協議国が採用する計画と一致する現場としてアメリカ合衆国により指定された南極特別保護地区において、活動を管理し、特別な価値を保護するための計画を意味する。

「在来鳥類」とは、生活環のいずれの段階にあるかを問わず、南極地域に原産であり、または自然の移動によって季節的に同地域に生息するあらゆる種の鳥綱の個体で、本パートのサブパート D で指定するものを意味する。在来鳥類は、化石を除いて、その部分、産出物、卵もしくは子、または死骸もしくはその部分を含む。

「在来無脊椎動物」とは、生活環のいずれの段階にあるかを問わず、南極地域に原産の陸生無脊椎動物または淡水性無脊椎動物を意味する。在来無脊椎動物は、そのあらゆる部分を含むが、化石を除く。

「在来哺乳類」とは、生活環のいずれの段階にあるかを問わず、南極地域に原産であり、または自然の移動によって季節的に同地域に生息するあらゆる種の哺乳綱の個体で、本パートのサブパート D で指定するものを意味する。在来哺乳類は、その部分、産出物もしくは子、または死体もしくはその部分を含むが、化石を除く。

「在来植物」とは、生活環のいずれの段階にあるかを問わず、南極地域に原産の陸生植物または淡水性植物（蘇苔類、地衣類、菌類および藻類を含む）で、本パートのサブパート D で指定するものを意味する。在来植物は、種子およびその他の珠芽または当該植物の部分を含むが、化石を除く。

「人」とは、アメリカ合衆国法典第 1 編第 1 条で当該用語に付与された意味を有し、アメリカ合衆国の管轄に服するあらゆる人、および連邦政府または州政府もしくは地方政府の省、庁またはその他の機関を含む。

「本議定書」とは、1991 年 10 月 4 日にマドリードで締結された環境保護に関する南極条約議定書およびそのすべての附属書（アメリカ合衆国が当事者である今後の修正版を含む）を意味する。

「特別保護種」とは、本パートのサブパート E で指定する特別保護種に指定された在来種を意味する。

「採捕」または「採捕する」とは、在来の哺乳類または鳥類を殺し、傷つけ、捕獲し、処理し、もしくは危害を加え、局地的分布もしくは豊度に著しく影響を及ぼすような数量の在来植物を除去し、もしくは当該在来植物に被害を与え、またはそのような行為に関与しようとする試みることを意味する。

「本条約」とは、1959 年 12 月 1 日にワシントン DC で締結された南極条約を意味する。

「アメリカ合衆国」とは、米国のいくつかの州、コロンビア特別区、プエルトリコ、米領サモア、バージン諸島、グアム、北マリアナ諸島およびアメリカ合衆国のその他の連邦、領土または属領を意味する。

## サブパート B—禁止行為、例外

### § 670.4 禁止行為

本パートのサブパート C に従って許可証が発給されている場合、または § 670.5～§ 670.9 に定める例外の 1 つが適用される場合を除いて、本セクションのパラグラフ(a)～(g)に記載する行為を行い、行おうと試み、または行わせることは違法である。

- (a) 在来の哺乳類、鳥類または植物の採捕。何人も、南極地域内において在来哺乳類、在来鳥類または在来植物を採捕することは違法である。
- (b) 有害な干渉への関与。何人も、南極地域において在来哺乳類、在来鳥類、在来植物または在来無脊椎動物への有害な干渉に関与することは違法である。
- (c) 南極特別指定地区への立ち入り。何人も、南極特別保護地区に立ち入り、または同地区内における活動に関与することは違法である。
- (d) 在来の哺乳類、鳥類および植物の所有、販売、輸出および輸入。何人も、本法律に違反して採捕されたことをその人が知っており、または正当な注意を払っていれば知っていたはずの在来鳥類、在来哺乳類または在来植物を受領し、取得し、輸送し、販売提案し、販売し、購入し、輸出し、輸入し、または保管、管理もしくは所有することは違法である。
- (e) 南極地域への非在来の動物および植物の導入。何人も、§ 670.7 および § 670.8 に定める場合を除き、本パートのサブパート H に定めるとおり、南極地域に原産ではなく、または自然の移動によって季節的に同地域に生息しない動物または植物を南極地域に導入することは違法である。
- (f) 規則の違反。何人も、本パートに定める規則に違反することは違法である。
- (g) 許可条件の違反。何人も、本パートのサブパート C に基づいて発給された許可証の条件に違反することは違法である。

### § 670.5 特別事情における例外

- (a) 緊急時の例外。§ 670.4 に記載する行為は、当該行為を行う人が、人命の安全もしくは船舶、航空機もしくは重要な設備・施設の安全、または環境の保護にかかわる緊急事態のもとで当該行為が行われると合理的に考えた場合は、違法ではないものとする。
- (b) 在来哺乳類または在来鳥類の救助または回収。採捕の禁止は、当該措置が以下のいずれかのために必要とされる場合の在来哺乳類または在来鳥類の採捕には適用されないものとする。
  - (1) 病気の個体、負傷した個体または親を失った個体の救助。
  - (2) 死んだ個体の処分。
  - (3) 科学研究に役立つ可能性のある死んだ個体の回収。
- (c) 報告。本セクションの例外に基づいて措置を講じた場合は、直ちに理事長に報告するものとする。

## § 670.6 事前所有の例外

- (a) 例外。§ 670.4 は、以下には適用されないものとする。
  - (1) 1978 年 10 月 28 日までに捕獲されている在来の哺乳類、鳥類または植物。
  - (2) 当該哺乳類、鳥類または植物の子。
- (b) 推定。§ 670.4 に定める禁止行為で 1979 年 4 月 29 日後に発生したものに関して、本法律は、当該行為にかかわる在来哺乳類、在来鳥類または在来植物が 1978 年 10 月 28 日までに捕獲されておらず、または本セクションのパラグラフ(a)に記載する子ではなかったという、反証を許す推定を設けている。

## § 670.7 食用の例外

§ 670.4 のパラグラフ(e)は、食用の動物および植物が慎重に管理された条件下で保管されている限り、動物および植物を食用として南極地域に導入する行為には適用されないものとする。この例外は、生きている動物種には適用されないものとする。消費されていない鳥肉またはその部分は、焼却、加圧滅菌またはその他の方法で殺菌する場合を除いて、南極地域から除去するものとする。

## § 670.8 外国の許可の例外

§ 670.4 のパラグラフ(d)および(e)は、本議定書を実施するために外国政府によって発給された許可証に基づいて活動する外国人に代わってアメリカ合衆国政府の機関が実施する場合の在来哺乳類、在来植物もしくは在来鳥類の輸送、運搬、受領もしくは所有、または非在来の動物および植物の導入には、適用されないものとする。

## § 670.9 南極保存法実施の例外

§ 670.4 のパラグラフ(a)~(d)は、南極保存法実施担当官（45 CFR 672.3 に従って任命）の公務の一環として実施される場合、当該南極保存法実施担当官が行う行為には適用されないものとする。

## § 670.10 [予備]

### サブパート C—許可

## § 670.11 許可申請

- (a) 許可申請の一般的内容。すべての許可申請には、日付を入れて申請者が署名し、以下の情報を記載するものとする。
  - (1) 申請者の氏名および住所。
    - (i) 申請者が個人である場合は、申請者の所属企業または所属機関を記載しなければならない。
    - (ii) 申請者が法人、企業、パートナーシップ、団体または民間もしくは公共の機関である場合は、その社長または指導的地位にある役員の氏名および住

所を記載しなければならない。

- (2) 申請者が採捕に関与しようとしている場合は、
    - (i) 採捕予定の在来哺乳類、在来鳥類または在来植物の学名、数量および種類。
    - (ii) 在来の哺乳類、鳥類もしくは植物またはそれらの部分をアメリカ合衆国に輸入する予定であるかどうか、輸入する予定である場合は、その最終処分。
  - (3) 申請者が有害な干渉に関与しようとしている場合は、乱される在来鳥類もしくは在来あざらしの学名、数量および種類、被害を受ける在来植物の学名、数量および種類、または生息地が不利な形で変化する在来無脊椎動物、在来哺乳類、在来植物もしくは在来鳥類の学名、数量および種類。
  - (4) 採捕または有害な干渉が行われる場所、期間および方法（提案されている当該場所への接近方法を含む）の完全な説明。
  - (5) 申請の目的が非在来の植物または動物の導入である場合は、その学名と予定導入数量。
  - (6) § 670.13 に記載する代理人を利用するかどうか。
  - (7) 希望する許可の効力発生日。
- (b) 具体的許可申請の内容。本サブパートに定める許可申請に必要な一般的情報に加えて、申請者は、許可を求める具体的措置に関連する追加情報を提出しなければならない。これらの追加要件は、許可申請の主題を取り上げている本パートの下記各セクションに定められている。

在来の哺乳類、鳥類、植物および無脊椎動物—セクション 670.17

特別保護種—セクション 670.23

特別保護地区—セクション 670.27

輸入および輸出—セクション 670.31

非在来の植物および動物の導入—セクション 670.36

- (c) 証明。許可申請には、以下の証明を記載するものとする。

私は、この許可申請で提出された情報が、自己の知り得る限り、完全かつ正確なものであることを証明する。虚偽の記載があった場合、私は 18 U.S.C. 1001 の刑事罰に処せられる。

- (d) 申請の送付先。それぞれの申請は、書面で下記宛に送付するものとする。

許可官庁、極地計画室、全米科学財団 (755 室)、ウィルソン・ブルバード 4201、  
アーリントン、バージニア州 22030、

- (e) 申請の十分性。申請の十分性は、理事長が判断するものとする。理事長は、情報要求を放棄し、または申請の処理に関連があると判断された追加情報を要求することができる。
- (f) 撤回。申請者は、いつでも申請を撤回することができる。



- (g) 許可申請の公示。理事長は、それぞれの許可申請の通知を**連邦官報**に公示するものとする。当該通知によって関係者に対し、通知の公示日後 30 日以内に、当該申請に関する書面データ、コメントまたは意見を提出するよう促すものとする。理事長が申請の一部として受領した情報は、公記録として一般に公開するものとする。

### § 670.12 一般的発給基準

理事長は、完全かつ適切に作成された許可申請を受領し、適用されるパブリックコメント期間が終了した時点で、許可証を発給するかどうか決定する。この決定にあたって、理事長は、本パートの適切なサブパートに定める具体的基準に加えて、以下を検討する。

- (a) 要求された認可が本法律の目的および本パートの規則の要件を満たすかどうか。  
(b) 当該申請に関係のある事項について専門知識を有する人の判断。  
(c) 申請者が、要求された重要な情報の開示を怠っていないか、または当該申請に関連する重要な事実について虚偽の記載をしていないか。

### § 670.13 許可の管理

- (a) 許可証の発給。理事長は、申請の全部または一部を承認することができる。許可証は、書面で発給し、理事長が署名するものとする。それぞれの許可証には、本法律および本パートと矛盾しない条件を記載することができる。
- (b) 拒否。許可要求または要求の一部を拒否する場合は、申請者に対し、当該拒否およびその理由を書面で通知するものとする。拒否の通知で認められている場合、申請者は、追加情報または当該許可を拒否すべきではない理由を提出することができる。当該追加の提出は、新規の申請とはみなさないものとする。
- (c) 申請または許可の修正。申請または許可の条件の修正を希望する申請者または許可所持者は、本サブパートおよび修正された許可に基づいて実施しようとしている活動に関するサブパートの規定に従って、十分な根拠および支援情報を提出しなければならない。当初に要求された条件を超える重大な変更を伴う許可修正の申請は、通常、新規の申請と同じ手続きの対象となる。
- (d) 発給または拒否の通知。理事長は、許可証の発給日または拒否日後 10 日以内に、発給または拒否の通知を**連邦官報**に公示するものとする。
- (e) 許可所持者の代理人。理事長は許可所持者に対し、許可所持者の代わりに行動する代理人を指定する権限を与えることができる。
- (f) 海洋哺乳類、絶滅危機種および渡り鳥。理事長は、1972 年の海洋哺乳類保護法（16 U.S.C. 1362(5)）で定義される海洋哺乳類である在来哺乳類、1973 年の絶滅危機種保護法（16 U.S.C. 1531 以下参照）に基づく絶滅危機種もしくは絶滅危惧種、または渡り鳥保護条約法（16 U.S.C. 701 以下参照）に基づいて保護される在来鳥類にかかわる許可申請を受領した場合、必要に応じて商務長官または内務長官に申請の写しを提出するものとする。適切な長官が上記の法律のいずれかに従って許可証を発給すべきではないと判断した場合、理事長は、許可証を発給してはならない。理事長は、適切な長官が拒否した場合は申請者にその旨通知するものとし、当該申請に関してそれ以上の措置を講じないものとする。ただし、適切な長官が上記の法律の要件に

従って許可証を発給した場合もなお、理事長は、提案された措置が本法律および本パートの規則と一致しているどうか判断しなければならない。

#### § 670.14 許可の条件

- (a) 許可証の所持。本パートの規則に基づいて発給された許可証またはその写しは、当該許可証を発給された人およびその代理人が、認可された措置を実施する際に所持していなければならない。
- (b) 許可証の提示。発給された許可証は、要求に応じて、理事長、理事長の指定代理人または監視責任を負う人に対し、検査のために提示するものとする。
- (c) 報告書の提出。許可証所持者は、許可に基づいて行われた活動の報告書を提出する義務を負う。報告書は、過去 12 カ月間について、6 月 30 日までに理事長に提出するものとする。

#### § 670.15 修正、停止および取り消し

- (a) 理事長は、以下のいずれかの場合に、本サブパートに基づいて発給された許可の全部または一部を修正し、停止し、または取り消すことができる。
  - (1) 当該許可が、その発給日後に本パートの規則に加えられた変更と矛盾しないようにする場合。
  - (2) 当該許可が、本法律および本パートの規則の目的と矛盾することになる条件の変更があった場合。
  - (3) 当該許可の条件、本パートの規則または本法律の規定に対する違反があった場合。
- (b) 理事長が本セクションに基づく許可の修正、停止または取り消しを提案した場合は、許可取得者に対し、しかるべく通知したうえで、当該修正、停止または取り消しの提案に関して理事長による意見聴取を受ける機会を提供するものとする。意見聴取が要求された場合、理事長によって提案された措置は、意見聴取後に理事長が決定を下すまで効力を生じないものとする。ただし、理事長が緊急事態に対応するために提案された措置を講じる場合は、この限りではない。
- (c) 理事長による許可の修正、停止または取り消しの通知は、理事長の決定日から 10 日以内に**連邦官報**に公示するものとする。

#### § 670.16 [予備]

### サブパート D—在来の哺乳類、鳥類、植物および無脊椎動物

#### § 670.17 具体的発給基準

本パートのサブパート E で指定する特別保護種の哺乳類、鳥類および植物を除いて、採捕または有害な干渉への関与の許可証は、

- (a) 以下のいずれかのみを目的に発給することができる—

- (1) 科学研究または科学情報のための標本を提供すること。
  - (2) 博物館、動物園またはその他の教育的もしくは文化的な機関もしくは用途のための標本を提供すること。
  - (3) 科学的活動または科学的支援施設の建設もしくは運営の避けられない結果に備えること。
- (b) 可能な限り以下を確保するものとする—
- (1) 本セクションのパラグラフ(a)に定める目的の達成に必要な数量を超える在来の哺乳類、鳥類または植物を採捕しない。
  - (2) いかなる年にも、次の繁殖期において通常自然に回復することができる数量を超える在来哺乳類または在来鳥類を採捕しない。
  - (3) 南極地域内において種の多様性および自然生態系のバランスを維持する。
  - (4) 在来の哺乳類または鳥類の認可された採捕、輸送、運搬または配送を人道的なやり方で行う。

### § 670.18 許可申請の内容

本パートのサブパート C で要求する情報に加えて、在来哺乳類または在来鳥類を採捕する許可を求める申請者は、提案された採捕の目的、在来哺乳類または在来鳥類の用途、ならびに在来の哺乳類および鳥類の最終処分を含めて、プロジェクトの完全な説明を記載するものとする。有害な干渉に関与する許可を求める申請者は、有害な干渉をもたらす活動の目的を含めて、プロジェクトの完全な説明を記載するものとする。在来の哺乳類または鳥類の採捕、有害な干渉、輸送、運搬または配送が人道的なものであることを証明するために、十分な情報を提供しなければならない。

### § 670.19 在来哺乳類の指定

以下の種類は在来哺乳類として指定されている。

#### 鰭脚類 Pinnipeds:

- カニクイアザラシ Crabeater seal-*Lobodon carcinophagus*.
- ヒョウアザラシ Leopard seal-*Hydrurga leptonyx*.
- ロスアザラシ Ross seal-*Ommatophoca rossii*.\*
- ナンキョクゾウアザラシ Southern elephant seal-*Mirounga leonina*.
- ナンキョクオットセイ Southern fur seals-*Arctocephalus spp.*\*
- ウェッデルアザラシ Weddell seal-*Leptonychotes weddelli*.

#### 大型鯨類 Large Cetaceans (Whales):

- シロナガスクジラ Blue whale-*Balaenoptera musculus*.
- ナガスクジラ Fin whale-*Balaenoptera physalus*.
- ザトウクジラ Humpback whale-*Megaptera novaeangliae*.
- ミンククジラ Minke whale-*Balaenoptera acutrostrata*.

---

\* これらの種の哺乳類は特別保護種に指定されており、本パートのサブパート E の対象となる。

ピグミーシロナガスクジラ Pygmy blue whale--*Balaenoptera musculus brevicauda*.

イワシクジラ Sei whale--*Balaenoptera borealis*.

ミナミセミクジラ Southern right whale--*Balaena glacialis australis*.

マッコウクジラ Sperm whale--*Physeter macrocephalus*.

小型鯨類 Small Cetaceans (Dolphins and porpoises):

ミナミツチクジラ Arnoux's beaked whale--*Berardius arnuxii*.

イロワケイルカ Commerson's dolphin--*Cephalorhynchus commersonii*.

ハラジロカマイルカ Dusky dolphin--*Lagenorhynchus obscurus*.

ダンダラカマイルカ Hourglass dolphin--*Lagenorhynchus cruciger*.

シャチ Killer whale--*Orcinus orca*.

ヒレナガゴンドウクジラ Long-finned pilot whale--*Globicephala melaena*.

ミナミトックリクジラ Southern bottlenose whale--*Hyperoodon planifrons*.

シロハラセミイルカ Southern right whale dolphin--*Lissodelphis peronii*.

メガネイルカ Spectacled porpoise--*Phocoena dioptrica*.

## § 670.20 在来鳥類の指定

以下の種類は在来鳥類として指定されている。

アホウドリ類 Albatross:

マユグロアホウドリ Black-browed--*Diomedea melanophris*.

ハイガシラアホウドリ Gray-headed--*Diomedea chrysostoma*.

ハイイロアホウドリ Light-mantled sooty--*Phoebastria palpebrata*.

ワタリアホウドリ Wandering--*Diomedea exulans*.

ミズナギドリ Fulmar:

キタオオフルマカモメ Northern Giant--*Macronectes halli*.

ギンフルマカモメ Southern--*Fulmarus glacialis*.

オオフルマカモメ Southern Giant--*Macronectes giganteus*.

カモメ類 Gull:

ミナミオオセグロカモメ Southern Black-backed--*Larus dominicanus*.

トウゾクカモメ Jaeger:

クロトウゾクカモメ Parasitic--*Stercorarius parasiticus*.

トウゾクカモメ Pomarine--*Stercorarius pomarinus*.

ペンギン類 Penguin:

アデリーペンギン Adelie--*Pygoscelis adeliae*.

ヒゲペンギン Chinstrap--*Pygoscelis antarctica*.

コウテイペンギン Emperor--*Aptenodytes forsteri*.

ジェンツーペンギン Gentoo--*Pygoscelis papua*.

キングペンギン King--*Aptenodytes patagonicus*.

マカロニペンギン Macaroni--*Eudyptes chrysolophus*.

イワトビペンギン Rockhopper--*Eudyptes crestatus*.

ミズナギドリ類 Petrel:

- ナンキョクフルマカモメ Antarctic--*Thalassoica antarctica*.  
クロハラウミツバメ Black-bellied Storm--*Fregatta tropica*.  
アオミズナギドリ Blue--*Halobaena caerulea*.  
オオハイイロミズナギドリ Gray--*Procellaria cinerea*.  
ハネナガミズナギドリ Great-winged--*Pterodroma macroptera*.  
ケルゲレンミズナギドリ Kerguelen--*Pterodroma brevirostris*.  
マタラシロハラミズナギドリ Mottled--*Pterodroma inexpectata*.  
ユキドリ Snow--*Pagodroma nivea*.  
カオジロミズナギドリ Soft-plumaged--*Pterodroma mollis*.  
ミナミモグリウミツバメ South-Georgia Diving--*Pelecanoides georgicus*.  
シロハラウミツバメ White-bellied Storm--*Fregetta grallaria*.  
ノドジロクロミズナギドリ White-chinned--*Procellaria aequinoctialis*.  
メグロシロハラミズナギドリ White-headed--*Pterodroma lessoni*.  
アシナガウミツバメ Wilson's Storm--*Oceanites oceanicus*.

フルマカモメ類 Pigeon:

- マダラフルマカモメ Cape--*Daption capense*.

オナガカモ類 Pintail:

- キバシオナガガモ South American Yellow-billed--*Anas georgica spinicauda*.

クジラドリ類 Prion:

- ナンキョククジラドリ Antarctic--*Pachyptila desolata*.  
ハシボソクジラドリ Narrow-billed--*Pachyptila belcheri*.

ウ類 Shag:

- ズグロムナジロヒメウ Blue-eyed--*Phalacrocorax atriceps*.

ミズナギドリ類 Shearwater:

- ハイイロミズナギドリ Sooty--*Puffinus griseus*.

トウゾクカモメ類 Skua:

- チャイロオオトウゾクカモメ Brown--*Catharacta lonnbergi*.  
オオトウゾクカモメ South Polar--*Catharacta maccormicki*.

ツバメ類 Swallow:

- ツバメ Barn--*Hirundo rustica*.

サヤハシチドリ類 Sheathbill:

- サヤハシチドリ American--*Chionis alba*.

アジサシ類 Tern:

- ナンキョクアジサシ Antarctic--*Sterna vittata*.  
キョクアジサシ Arctic--*Sterna paradisaea*.

## § 670.21 在来植物の指定

以下を含めて、通常の生息範囲が南極地域に限定され、または南極地域を含むすべての植物は、在来植物に指定される。

蘚苔植物 (Bryophytes)  
淡水産藻類 (Freshwater algae)  
菌類 (Fungi)  
地衣類 (Lichens)  
海産藻類 (Marine algae)  
維管束植物類 (Vascular Plants)

## § 670.22 [予備]

### サブパート E—特別保護種の哺乳類、鳥類および植物

#### § 670.23 具体的発給基準

§ 670.25 で特別保護種の哺乳類、鳥類および植物に指定される哺乳類、鳥類または植物を採捕することを認める許可証は、以下の条件を満たす場合に限り発給することができる。

- (a) 当該採捕にやむを得ない科学的目的があること。
- (b) 当該許可に基づいて許容された措置が、既存の自然生態系または影響を受ける種もしくは個体群の存続を危険にさらさないこと。
- (c) 適当な場合には、採捕が殺すに至ることのない方法で行われること。
- (d) 認可された採捕、輸送、運搬または配送が、人道的なやり方で行われること。

#### § 670.24 許可申請の内容

本パートのサブパート C で要求する情報に加えて、特別保護種を採捕する許可を求める申請者は、申請に以下を記載するものとする。

- (a) 考えられる代替的な種に関する議論を含めて、当該特別保護種を採捕する必要性の詳細な科学的根拠。
- (b) 提案された措置が既存の自然生態系または影響を受ける種もしくは個体群の存続を危険にさらさないことを示す情報。
- (c) 在来鳥類または在来哺乳類の採捕、輸送、運搬または配送が人道的なやり方で行われることを確認する情報。

#### § 670.25 特別保護種の在来の哺乳類、鳥類および植物の指定

以下の 2 種は、南極条約締約国によって特別保護種に指定されており、ここに特別保護種に指定する。

一般名称及び学名

ナンキョクオットセイ Kerguelen Fur Seal--*Arctocephalus tropicales gazella*.

ロスアザラシ Ross Seal--*Ommatophoca rossi*.

## § 670.26 [予備]

### サブパート F—南極特別保護地区

#### § 670.27 具体的発給基準

§ 670.29 で指定する南極特別保護地区に立ち入ることを認める許可証は、以下のいずれかの条件を満たす場合に限り発給することができる。

- (a) 立ち入りおよび関与する活動が、承認された管理計画と一致していること。
- (b) 当該地区に関連する管理計画が、南極条約締約国によって承認されていないが、
  - (1) 当該立ち入りに他の場所では達成できないやむを得ない科学的目的があり、
  - (2) 当該許可に基づいて許容された措置が、当該地区に存在する自然生態系を危険にさらさないこと。

#### § 670.28 許可申請の内容

本パートのサブパート C で要求する情報に加えて、南極特別保護地区に立ち入る許可を求める申請者は、申請書に以下を記載するものとする。

- (a) 代替策に関する議論を含めて、当該立ち入りの必要性の詳細な根拠。
- (b) 提案された措置が当該地区に固有の自然生態系を危険にさらさないことを示す情報。
- (c) 管理計画が存在する場合は、提案された措置が管理計画と一致していることを示す情報。

#### § 670.29 南極特別保護地区の指定

以下の地区は、南極条約締約国によって特別保護の対象に指定されており、ここに南極特別保護地区に指定する。現場の詳細な地図および説明ならびに完全な管理計画は、下記から入手することができる。

バージニア州 22030、アーリントン、ウィルソン・ブルバード 4201  
全米科学財団 極地計画室 (755 室)

- ASAP 101 マック・ロバートソン・ランドのテイラー・ルッカリー
- ASAP 102 ホルム湾のルッカリー諸島
- ASAP 103 バッド海岸のアーデリー島及びオドバート島
- ASAP 104 バレニー諸島のサブリーナ島
- ASAP 105 ロス海のポーフォート島
- ASAP 106 ヴィクトリア・ランドのハレット岬
- ASAP 107 南極半島のマルグリット湾のディオソ諸島のエンペラー島
- ASAP 108 南極半島のベルトロ諸島のグリーン島
- ASAP 109 サウス・オークニー諸島のモウ島
- ASAP 110 サウス・オークニー諸島のリンチ島
- ASAP 111 サウス・オークニー諸島のパウエル島南部及びその近隣の諸島
- ASAP 112 ロバート島の銅半島
- ASAP 113 パーマー諸島のアーサー湾のリッチフィールド島

- ASAP 114 サウス・オークニー諸島のコロネーション島北部
- ASAP 115 グレアム・ランドのマルグリット湾のラゴテルリ島
- ASAP 116 ロス島のバード岬のカーフリイ浜のニュー・カレッジ谷
- ASAP 117 南極半島のマルグリット湾北西部のエイヴィアン島
- ASAP 118 ヴィクトリア・ランドのメルボルン山頂部
- ASAP 119 フォルリダス沼及びデイヴィス谷
- ASAP 120 ポイント・ジオロジー群島
- ASAP 121 ロス島のロイズ岬
- ASAP 122 ロス島のハット半島のアライヴァル高地
- ASAP 123 ヴィクトリア・ランドのバーリク谷
- ASAP 124 ロス島のクローリア岬
- ASAP 125 サウス・シェトランド諸島のキング・ジョージ島のファイルズ半島
- ASAP 126 サウス・シェトランド諸島のリヴィングストン島のバイアズ半島
- ASAP 127 ハズウェル島
- ASAP 128 サウス・シェトランド諸島のキング・ジョージ島のアドミラルティ湾西岸
- ASAP 129 アデレイド島のロゼラ岬
- ASAP 130 ロス島のエレバス山のトラムウェイ尾根
- ASAP 131 ヴィクトリア・ランドのテイラー谷のカナダ氷河
- ASAP 132 サウス・シェトランド諸島のキング・ジョージ島のポッター半島
- ASAP 133 サウス・シェトランド諸島のネルソン島西海岸のハーモニー岬
- ASAP 134 南極半島のダンコ海岸のシエルヴァ岬
- ASAP 135 ウィルクス・ランドのバッド海岸のベイリー半島北東部
- ASAP 136 ウィルクス・ランドのバッド海岸のクラーク半島
- ASAP 137 マクマード入江のホワイト島の北西海域
- ASAP 138 ヴィクトリア・ランドのアスガード山脈のリニアス台地
- ASAP 139 アンヴァース島のビスコー岬
- ASAP 140 サウス・シェトランド諸島のデセプション島
- ASAP 141 リュツォ・ホルム湾のラングホブデの雪鳥沢
- ASAP 142 スヴァルトハマレン
- ASAP 143 プリンセス・エリザベス・ランドのヴェストフォール丘陵のマリーン台地
- ASAP 144 サウス・シェトランド諸島のグリニッジ島のディスカバリー湾
- ASAP 145 サウス・シェトランド諸島のデセプション島のフォースター泊地
- ASAP 146 パーマー群島のドゥメール島のサウス湾
- ASAP 147 アレキサンダー島のアブレーション谷及びガニメデ台地
- ASAP 148 南極半島のホープ湾のフローラ山
- ASAP 149 サウス・シェトランド諸島のリヴィングストン島のシレフ岬
- ASAP 150 キング・ジョージ島のマックスウェル湾のアドレイ島
- ASAP 151 サウス・シェトランド諸島のキング・ジョージ島のライオンズ・ランプ
- ASAP 152 ブランスフィールド海峡の西部
- ASAP 153 ダルマン湾の東部
- ASAP 154 ロス島のエヴァンス岬
- ASAP 155 ロス島のエレバス山のルイス湾
- ASAP 156 ロス島のロイズ岬のバックドア湾
- ASAP 157 ロス島のハット岬のディスカバリー小屋
- ASAP 158 アデア岬
- ASAP 159 北ヴィクトリア・ランドのメルボルン山頂
- ASAP 160 ヴィクトリア・ランドのジオロジー岬のボタニー湾



## § 670.30 [予備]

### サブパート G—アメリカ合衆国との間における輸出入

#### § 670.31 輸入のための具体的発給基準

他の準拠法の遵守を条件として、本パートの規則に基づいて発給された許可証に基づいて在来の哺乳類、鳥類または植物を採捕する人は、当該輸入が採捕の目的を促進しないと理事長が判断した場合を除いて、当該在来の哺乳類、鳥類または植物をアメリカ合衆国に輸入することができる。当該輸入が当該在来の哺乳類、鳥類または植物が採捕された目的以外の目的で行われる場合、理事長は、当該輸入が本法律、本パートの規則または当該採捕の許可の目的と一致するとの認定に基づいて、輸入を許可することができる。

#### § 670.32 輸出のための具体的発給基準

理事長は、当該輸出が本法律、本パートの規則または当該採捕に関する許可の目的と一致するとの認定に基づいて、南極地域内において採捕した在来の哺乳類、鳥類または在来植物のアメリカ合衆国からの輸出を許可することができる。

#### § 670.33 許可申請の内容

本パートのサブパート C で要求する情報に加えて、南極地域内において採捕された在来哺乳類、在来鳥類または在来植物をアメリカ合衆国に輸入し、またはアメリカ合衆国から輸出する許可を求める申請者は、申請書に以下を記載するものとする。

- (a) 当該輸入または輸出が、当該種が採捕された目的を促進することを示す情報。
- (b) 当該輸入または輸出が、本法律または本パートの規則の目的と一致していることを示す情報。
- (c) 当該輸入または輸出にアメリカ合衆国のどの港を利用するかに関する記載。
- (d) 輸入または輸出された種目の最終処分計画について説明する情報。

#### § 670.34 輸入港および輸出港

- (a) 南極地域内において採捕された在来哺乳類、在来鳥類または在来植物で、アメリカ合衆国に輸入され、またはアメリカ合衆国から輸出されるものは、50 CFR パート 14 で内務長官によって指定された港でアメリカ合衆国に出入りしなければならない。現在指定されている港は、以下のとおりである。
  - (1) ロサンジェルス港、カリフォルニア州
  - (2) サンフランシスコ港、カリフォルニア州
  - (3) マイアミ港、フロリダ州
  - (4) ホノルル港、ハワイ州
  - (5) シカゴ港、イリノイ州
  - (6) ニューオーリンズ港、ルイジアナ州
  - (7) ニューヨーク港、ニューヨーク州

- (8) シアトル港、ワシントン州
  - (9) ダラス/フォートワース港、テキサス州
  - (10) ポートランド港、オレゴン州
  - (11) ボルチモア港、メリーランド州
  - (12) ボストン港、マサチューセッツ州
  - (13) アトランタ港、ジョージア州
- (b) 非指定港で輸入または輸出するための許可は、50 CFR パート 14 のサブパート C に従って内務長官に求めることができる。

#### § 670.35 [予備]

### サブパート H—非在来の植物および動物の導入

#### § 670.36 具体的発給基準

本法律と矛盾しない目的で、南極地域への導入を認める許可の対象として、以下の植物および動物のみを検討することができる。

- (a) 国産植物。
  - (b) ウイルス、細菌、酵母および菌類を含む実験動物および実験植物。
- 生きている非在来種の鳥類は、南極地域に導入してはならない。

#### § 670.37 許可申請の内容

南極地域への植物および動物の導入に関する申請には、以下を記載しなければならない。

- (a) 南極地域に導入する動物または植物の種、数量ならびに（適切な場合）年齢および性別。
- (b) 当該植物または動物の必要性。
- (c) 逃亡または、在来の動物相および植物相との接触を防止するために申請者が講じる予定の対策。
- (d) 目的を達成したあとに当該植物または動物を南極地域から除去し、または廃棄する方法。

#### § 670.38 許可の条件

非在来の植物および動物の導入を認めるすべての許可は、当該動物または植物を管理された条件下で保管し、逃亡または、在来の動物相および植物相との接触を防止すること、ならびに目的を達成したあとに当該植物もしくは動物を南極地域から除去し、または南極地域の自然体系を保護する方法で廃棄することを義務づける。

#### § 670.39 [予備]

## パート 671—廃棄物規則

### サブパート A—序文

#### § 671.1 規則の目的

パート 671 のこれらの規則の目的は、1991 年 10 月 4 日にスペインのマドリードで締結された環境保護に関する南極条約議定書の規定に従って、南極の環境ならびに依存および関連する生態系を保護し、科学的研究を実施するための地区としての南極地域の価値を維持し、1978 年の南極保存法（公法第 95-541 号）を実施することである。

#### § 671.2 適用範囲

パート 671 のこれらの規則は、南極地域におけるアメリカ合衆国市民による禁止物質、指定汚染物質または廃棄物の使用または放出に適用される。

#### § 671.3 定義

(a) 定義。本パートにおいて、

「本法律」とは、1978 年の南極保存法（公法第 95-541 号、92 Stat. 2048）（16 U.S.C. 2401 以下参照）を意味する。

「南極有害廃棄物」とは、1 つまたは複数の指定汚染物質で構成され、またはそれらを含む廃棄物を意味する。

「南極地域」とは、南緯 60 度以南の地域を意味する。

「禁止物質」とは、ポリ塩化ビフェニール（PCB）、非殺菌土、ポリスチレンビーズ、プラスチックチップもしくは類似のばらポリスチレン梱包材料、殺虫剤（科学、医療もしくは衛生上の目的に必要なものを除く）または本パートのサブパート E で指定するその他の物質を意味する。

「指定汚染物質」とは、本パートのサブパート E に従って理事長がそのように指定した物質、40 CFR 61.01、40 CFR 116.4 の表 116.4A、40 CFR パート 261 のサブパート D、40 CFR 302.4 パート 355 およびパート 372 で出所、一般名または化学名により列挙される化学物質で構成され、または当該化学物質を含有する殺虫剤、放射性物質または物質、ならびに 40 CFR パート 261 のサブパート B および C に定義される危険な廃棄物特性を示す物質を意味するが、禁止物質を含まないものとする。

「理事長」とは、全米科学財団の理事長、または理事長によって任命された同財団の役員もしくは従業員を意味する。

「焼却」とは、以下の機械による資材の処理を意味する。(1)効率的な燃焼に適した温度を維持するために燃焼用空気または燃料を制御する機械。(2)完全な処理に十分な滞留時間および混合によって密閉装置で燃焼反応を起こさせる機械。(3)ガス燃焼生成物または粒子燃焼生成物の放出を制御する機械。

「基本許可証」とは、連邦機関、その代理人もしくは契約業者またはその他の事業体に発給された許可証で、南極地域において USAP に関連して行われる活動またはその他の集団活動を対象とするものを意味する。

「NSF」または「財団」とは、全米科学財団を意味する。

「野外焼却」とは、焼却以外の手段による資材の燃焼を意味する。

「許可証」とは、本パートのサブパート C に従って発給された許可証を意味する。

「個別許可証」とは、基本許可証以外の許可証を意味する。

「本議定書」とは、1991年10月4日にマドリッドでアメリカ合衆国が締結した環境保護に関する南極条約議定書およびそのあらゆる附属書（随時修正または補足されるものを含む）を意味する。

「放出」とは、故意であるか偶然であるかにかかわらず、物質の漏洩、漏出、ポンプ注入、流し込み、放射、廃棄、排出、注入、洗脱、投棄、埋設または処分を意味する。

「基地」とは、マクマード基地、パーマー基地、アムンゼン・スコット基地および一度に少なくとも50人を収容できるように設計された南極地域のその他の恒久的USAP施設を意味する。

「物質」とは、生物材料を含めて、気体、液体もしくは固体またはその混合物を意味する。

「本条約」とは、1959年12月1日にワシントンDCで締結された南極条約を意味する。

「アメリカ合衆国」とは、米国のいくつかの州、コロンビア特別区、プエルトリコ、米領サモア、バージン諸島、グアム、ならびにミクロネシア連邦および北マリアナ諸島を含む太平洋諸島信託統治領を意味する。

「アメリカ合衆国南極プログラム」または「USAP」とは、南極地域におけるアメリカ合衆国の国家計画を意味する。

「合衆国市民」とは、アメリカ合衆国の市民または国民である個人、アメリカ合衆国のいずれかの法律に基づいて存続し、または組織された会社、パートナーシップ、トラスト、社団またはその他の法人、ならびに連邦政府またはいずれかの州の省庁またはその他の機関、および当該機関の当局者、従業員または職員を意味する。

「使用」とは、物質を使用、生成もしくは創出し、または物質を南極地域に輸入することを意味するが、当該物質を船舶から放出または除去しないことを条件として、物質の船上での使用を含まない。

「廃棄物」とは、もはや有用な目的に使用されない物質を意味するが、南極地域で再生利用される物質または当初の用途とは異なる方法で再利用される物質を含まない。ただし、環境への散乱を防止する方法で当該物質を貯蔵すること、さらに、本パートの規定に従って3年以内に再生利用、再利用または処分することを条件とする。再生利用は、当該廃棄物を発生させたプロセスまたは活動とは別のプロセスまたは活動による廃棄物の再利用、さらなる利用、再生または抽出を含むが、これに限らない。

(b) 汚染物質、一般。すべての禁止物質、指定汚染物質および廃棄物は、南極保存法において汚染物質とみなすものとする。

## サブパート B—禁止行為、例外

### § 671.4 禁止行為

§ 671.5 に定める例外の1つが適用される場合を除いて、アメリカ合衆国市民が以下のい

いずれかの行為を行うことは違法である。

- (a) 南極地域において禁止物質を使用または放出する。
- (b) 本パートのサブパート C に基づいて NSF が発給した許可証による場合を除いて、南極地域において指定汚染物質を使用または放出する。
- (c) 本パートのサブパート C に基づいて NSF が発給した許可証による場合を除いて、南極地域において廃棄物を放出する。
- (d) 本パートのサブパート C に基づいて NSF が発給した許可証の条件または本パートに基づいて発布された規則のいずれかの条件に違反する。

### § 671.5 例外

海洋汚染防止法（Act to Prevent Marine Pollution from Ships）（33 U.S.C. 1901 以下参照）（修正版を含む）に基づいて許容された指定汚染物質もしくは廃棄物の使用もしくは放出、または禁止物質もしくは指定汚染物質を南極地域において船舶から除去しないことを条件として、当該物質の船上での使用には、許可を要しないものとする。

### サブパート C—許可

#### § 671.6 許可申請

- (a) 許可申請の一般的内容。それぞれの許可申請書には、日付を入れて申請者が署名し、以下の情報を記載するものとする。
  - (1) 申請者の氏名、住所および電話番号、申請者の所属企業もしくは所属機関、または申請者の社長、指導的地位にある役員もしくは業務執行社員の氏名、住所および電話番号（必要に応じて）。
  - (2) 南極地域において放出される廃棄物および指定汚染物質の種類、予想濃度および数量、当該放出の性質およびタイミング、廃棄物管理の取り決め（廃棄物の削減、最少化、処理・加工、再生利用、貯蔵、輸送および処分の計画を含むが、これに限らない）、これらの廃棄物管理要件・手続きを遵守するための訓練・教育の取り決めおよび遵守状況の監視の取り決め、ならびに提案された業務および活動の環境影響を最小限に抑えて監視するためのその他の取り決めに関する説明。
  - (3) 南極地域において使用される指定汚染物質の種類、予想濃度および数量、当該使用の性質およびタイミング、指定汚染物質の貯蔵方法、ならびに結果としてもたらされる健康および環境に対する危険を最小限に抑えるように考案された方法で放出を制御するための不測事態対応計画に関する説明。
  - (4) 希望する許可の効力発生日および有効期間
  - (5) 以下の証明：

「私は、自己の知り得る限り、しかるべき調査に基づいて、この許可申請で提出された情報が完全かつ正確なものであることを証明する。故意または意図的な虚偽の記載があった場合、私は 18 U.S.C. 1001 の刑事罰に処せられる。

- (b) 申請の送付先。それぞれの申請は、書面で下記宛に送付するものとする。  
Permits Office, Office of Polar Programs, National Science Foundation, 4201 Wilson Boulevard, Arlington, VA 22230.
- (c) 申請の十分性。申請の十分性は、理事長が判断するものとする。理事長は、情報要求を放棄し、または申請の処理および評価に関連があると判断した追加情報を要求することができる。
- (d) 許可申請の公示。理事長は、それぞれの許可申請およびその発給条件案（有効期間を含む）の通知を**連邦官報**に公示するものとする。当該通知によって関係者、環境保護庁およびその他の連邦機関に対し、通知の公示日後 30 日以内に、当該申請に関する書面データ、コメントまたは意見を提出するよう促すものとする。理事長が申請の一部として受領した情報は、公記録として一般に公開するものとする。

### § 671.7 一般的発給基準

- (a) 理事長は、完全かつ適切に作成された許可申請を受領した時点で、許可証を発給するかどうか、およびどのような条件で発給するかを決定する。この決定にあたって、理事長は、§ 671.6(d)に従って関係者、環境保護庁およびその他の連邦機関から受領したコメントまたは提案を慎重に検討し、要求された許可が本法律、本議定書およびこれらの規則の要件の目的を満たしているかどうか判断する。
- (b) 指定汚染物質または廃棄物を使用または放出することを認める許可証は、入手可能な関連情報に基づいて、理事長が、複数回の放出が及ぼし得る累積的影響に関する入手可能な情報を考慮に入れて、当該使用または放出が健康または環境を重大な危険にさらさないと判断した場合に限り、発給することができる。

### § 671.8 許可の管理

- (a) 許可証の発給。理事長は、許可申請の全部または一部を承認することができ、追加条件の遵守を当該承認の条件とすることができる。許可証は、書面で発給し、理事長が署名し、有効期間を指定し、理事長が設定し本法律および本パートと矛盾しない条件を記載するものとする。
- (b) 拒否。許可要求または要求の一部を拒否する場合は、申請者に対し、当該拒否およびその理由を書面で通知するものとする。拒否の通知で認められている場合、申請者は、追加情報または当該許可を拒否すべきではない理由を提出することができる。当該後続の提出は、申請の修正を構成するものとする。
- (c) 申請または許可の修正。申請または許可の条件の修正を希望する申請者または許可所持者は、本パートの規定に従って、十分な根拠および支援情報を提出しなければならない。当初に要求された条件を超える重大な変更を伴う許可修正の申請は、新規の申請と同じ手続きの対象となる。
- (d) 発給または拒否の公示。理事長は、許可証の発給日または拒否日後 10 日以内に、発給または拒否（必要に応じて発給の条件または拒否の理由を含む）の通知を**連邦官報**に公示するものとする。

## § 671.9 許可の条件

- (a) 条件。本パートのサブパート C に基づいて発給されるすべての許可証は、ACA、本条約、本議定書の関連規定、§ 671.7 に基づいて理事長が課す特定の条件または制限、および本パートのサブパート D の規定の遵守を条件に発給されるものとする。
- (b) 許可証の所持。本パートに基づいて発給された許可証またはその写しは、当該許可証を発給された人またはその代理人が、認可された措置を実施する際に所持していなければならない。発給された許可証は、要求に応じて、理事長または監視権限を有するその他の人に提示するものとする。
- (c) (1) 報告書。許可証所持者は、理事長に以下に関する報告書を提供しなければならない。
  - (i) 指定汚染物質または廃棄物の許可されていない放出（放出の日付、数量および原因ならびに修復計画を含む）について、当該放出の発生後 14 日以内に。
  - (ii) 南極地域から除去またはその他の方法で処分されたすべての指定汚染物質の名称および数量ならびに処分の方法。
  - (iii) 許可条件のその他の違反。
- (2) 理事長は許可証所持者に対し、許可に基づいて行われた活動の報告書の提出を要求することもできる。当該報告書は、5 月 31 日に終了した過去 12 カ月間について、6 月 30 日までに理事長に提出するものとする。

## § 671.10 見直し、修正、停止および取り消し

- (a) 理事長は、以下のいずれかの場合に、本パートに基づいて発給された許可の全部または一部を修正し、停止し、または取り消すことができる。
  - (1) 当該許可が、その発給日後に本パートの規則に加えられた変更と矛盾しないようにする場合。
  - (2) 当該許可が本法律および本パートの規則と矛盾することになる条件の変更があった場合。
  - (3) 当該許可の条件、本パートの規則または本法律の規定に対する違反があった場合。
- (b) 理事長は、本パートに基づいて発給された、満期に達していないすべての許可を少なくとも 2 年に 1 回は見直し、本セクションのパラグラフ(a)に定めるとおり、それらの許可を修正し、停止し、または取り消すべきかどうか判断するものとする。
- (c) 理事長が本 § 671.10 に基づく許可の修正、停止または取り消しを提案した場合は、許可取得者に対し、しかるべく通知したうえで、当該修正、停止または取り消しの提案に関して理事長による意見聴取を受ける機会を提供するものとする。意見聴取が要求された場合、理事長によって提案された措置は、意見聴取後に理事長が決定を下すまで効力を生じないものとする。ただし、理事長が緊急事態に対応するために提案された措置を講じる場合は、この限りではない。
- (d) 許可の修正、停止または取り消しの通知は、理事長の決定日から 10 日以内に**連邦官**

報に公示するものとする。

## サブパート D—廃棄物管理

### § 671.11 廃棄物貯蔵

- (a) § 671.12 に従う廃棄物の処理、処分または除去まで、すべての廃棄物は、環境への散乱を防止する方法で収納、封入または貯蔵するものとする。
- (b) USAP 基地で発生し、または USAP 基地に輸送されたすべての南極有害廃棄物は、§ 671.12 に従う廃棄物の処理、処分または除去まで、当該基地で一時的に貯蔵することができる。ただし、すべての当該南極有害廃棄物は密閉したコンテナまたはタンクに貯蔵し、その内容および当該廃棄物の蓄積開始日を示すラベルを貼らなければならない。さらに、以下の条件を満たさなければならない。
  - (1) 南極有害廃棄物、放射性廃棄物または医療廃棄物がマクマード基地で発生し、または同基地に輸送された場合、当該廃棄物は、15 カ月を超えない期間にわたって同基地で一時的に貯蔵することができる。
  - (2) 南極有害廃棄物、放射性廃棄物または医療廃棄物がアムンゼン・スコット基地で発生し、または同基地に輸送された場合、当該廃棄物は、マクマード基地に輸送するまでの間、15 カ月を超えない期間にわたってアムンゼン・スコット基地で一時的に貯蔵することができる。
  - (3) 南極有害廃棄物、放射性廃棄物または医療廃棄物がパーマー基地で発生し、または同基地に輸送された場合、当該廃棄物は、マクマード基地への輸送またはその他の処分までの間、28 カ月を超えない期間にわたってパーマー基地で一時的に貯蔵することができる。
  - (4) 南極有害廃棄物を収納するコンテナは、以下の条件を満たさなければならない。
    - (i) 漏出のない良好な状態にあり、南極有害廃棄物の貯蔵に十分な構造的完全性を備えていること。
    - (ii) 貯蔵する南極有害廃棄物と反応せず、その他の点でも適合する材料で作られ、または裏打ちされており、当該廃棄物を収納するコンテナの能力が損なわれないこと。
    - (iii) 検査のためのアクセスおよび非常時の対応を可能にする方法で貯蔵すること。
    - (iv) 少なくとも週に 1 回は漏出および劣化の検査をすること。すべての検査は、適切に記録しなければならない。
  - (5) 南極有害廃棄物の貯蔵に使用するタンクシステムは、漏出のない良好な状態にあり、南極有害廃棄物の貯蔵に十分な構造的完全性を備えていなければならない。システムは週に 1 回検査し、可能な限り腐食または廃棄物の放出を検出するとともに監視・漏出検出装置からデータを収集し、適切に機能するよう確保しなければならない。すべての検査は、適切に記録しなければならない。§ 671.11(b)(1)に記載する 15 カ月間の満了前に、すべての南極有害廃棄物を § 671.12 に従って処理し、または南極地域から除去するものとする。



- (6) 引火性廃棄物、反応性廃棄物または不適合の廃棄物は、必要に応じて、発火または反応の原因となるものから適切に隔離し、保護するものとする。
- (c) 恒久的基地以外の場所で発生したすべての南極有害廃棄物は、12 カ月を超えない期間にわたって当該場所で、その内容に関する表示をつけた漏出のない密閉コンテナに一時的に貯蔵することができる。当該コンテナは、良好な状態に保ち、その中に貯蔵する南極有害廃棄物と反応せず、その他の点でも適合する材料で作成し、または裏打ちし、当該廃棄物を収納するコンテナの能力が損なわれないようにしなければならない。上記の 12 カ月間の満了前に、すべての当該有害廃棄物は、以下のいずれかの方法で処理するものとする。
- (1) § 671.12 に従って処理・加工もしくは処分し、または南極地域から除去する。
  - (2) 本セクションのパラグラフ(b)に従って恒久的基地に移し、同基地で一時的に貯蔵する。

### § 671.12 廃棄物処分

- (a) (1) 以下の廃棄物は、南極地域から除去するものとする。
- (i) 放射性物質;
  - (ii) 電池類;
  - (iii) 燃料 (液体及び固体);
  - (iv) 有害なレベルで重金属類、急性毒物類、難分解性化合物を含む廃棄物;
  - (v) 塩化ビニル (PVC)、ポリウレタンフォーム、ポリスチレンフォーム、ゴム類及び潤滑油、加工木材、その他有害物質を放出/滲出させる製品;;
  - (vi) 本セクションのパラグラフ(e)に基づいて焼却できる (ゴミ袋のような) 低密度のポリエチレン容器を除く、その他の全てのプラスチック廃棄物;
  - (vii) 不燃固形廃棄物;及び
  - (viii) 燃料油及び化学物質の廃棄ドラム缶。
- (2) 本セクションのパラグラフ(a)(1)にもかかわらず、実行可能な選択肢によって当該廃棄物を除去すれば、現在の場所に残しておくよりも大きな環境悪影響を引き起こすと理事長が判断した場合、本セクションのパラグラフ(a)(1)(vii)および(viii)に定める義務は適用されないものとする。
- (b) 下水および家庭液体廃棄物ならびに本セクションのパラグラフ(a)に記載する廃棄物を除いて、すべての液体廃棄物は、可能な限り南極地域から除去するものとする。
- (c) 下水および家庭液体廃棄物は、排出先の海洋環境の浄化能力を考慮に入れて、直接海に排出することができる。ただし、当該排出は、可能な限り、初期希釈および急速分散に適した条件が整っている場所で行い、さらに、大量の当該廃棄物 (南半球夏季の週当たり平均収容能力が約 30 人以上の基地で発生) は、少なくとも浸軟によって処理するものとする。生物学的処理法を利用する場合は、近隣の環境に悪影響を与えないことを条件として、当該処理の副産物を海中に処分することができる。
- (d) 導入された動物の死体、微生物類および植物病原菌の実験室培養の残留物、ならびに導入された鳥類の産出物は、焼却、加圧滅菌またはその他の方法で殺菌する場合を除いて、南極地域から除去しなければならない。

- (e) 本セクションのパラグラフ(a)に記載する廃棄物を除いて、南極地域から除去されない可燃性廃棄物は、可能な限り有害な放出または排出を削減する焼却炉で燃やすものとし、当該焼却の固形残留物は、南極地域から除去するものとする。ただし、USAPは、引き続き南極点基地でスノーピットに当該可燃性廃棄物を埋蔵することができるが、1995年3月1日までに当該方法を段階的に廃止しなければならない。本議定書に従って設置されており、もしくは今後設置される環境保護委員会、または南極研究科学委員会が推奨する、放出基準または排出基準および設備ガイドラインを考慮に入れるものとする。
- (f) 本セクションの他の規定に従って南極地域から除去されない下水および家庭液体廃棄物ならびにその他の液体廃棄物は、可能な限り、海氷、氷棚または接地氷床上に処分してはならない。ただし、当該廃棄物が内陸の氷棚または接地氷床にある基地で発生した場合は、この限りではない。その場合、当該廃棄物は、それが唯一の実行可能な選択肢であるときは、深いアイスピットに処分することができる。ただし、当該アイスピットは、氷の張らない陸地部分または消耗の激しいブルーアイス地域を終点とする既知の氷の流線の上にあってはならない。
- (g) 廃棄物は、氷の張らない地域または淡水系に処分してはならない。
- (h) 廃棄物の野外焼却は、すべての恒久的基地で禁止されており、1994年3月1日までにその他のすべての場所で段階的に廃止するものとする。1994年3月1日前に野外焼却によって廃棄物を処分する必要がある場合は、風向および風速ならびに焼却する廃棄物の種類を考慮に入れ、粒子沈着を制限するとともに、生物学上、科学上、歴史上、芸術上または原生地域としての特別な重要性を有する地域で当該沈着を回避するものとする。
- (i) 南極地域において廃棄物の無認可放出を行う場合、当該放出に責任を負う人は、その都度可能な限り、速やかにクリーンアップ（清掃、汚染の除去）を行うものとする。

#### § 671.13 USAP の廃棄物管理

- (a) USAP 廃棄物を追跡するための基礎を提供し、科学的活動および後方支援活動が環境に与える影響の評価を目的とする研究を促進するために、USAP は、廃棄物を以下のカテゴリーの1つに分類するものとする。
  - (1) 下水及び生活排水;
  - (2) 燃料油や潤滑油を含むその他の排水や化学物質;
  - (3) 焼却可能な固形廃棄物;
  - (4) その他の固形廃棄物;及び
  - (5) 放射性物質。
- (b) USAP は、恒久的基地、現場キャンプおよび船舶（恒久的基地の業務の一部である小型ボート、または既存の船舶管理計画において考慮に入れられている小型ボートを除く）のそれぞれについて、以下を規定する廃棄物管理計画（廃棄物の削減、貯蔵および処分のための計画を含む）を作成し、年に1回見直して更新するものとする。

- (1) 現行および計画されている廃棄物管理取り決め（最終処分を含む）。
  - (2) 廃棄物および廃棄物管理の環境的影響を評価するための現行および計画されている取り決め。
  - (3) 廃棄物および廃棄物管理の環境影響を最小限に抑えるためのその他の取り組み。
  - (4) 既存の廃棄物処分地および放棄された作業現場をクリーンアップするためのプログラム。
- (c) USAP は、1 人または複数の廃棄物管理担当者を任命して廃棄物管理計画を立案および監視させ、探検隊員の活動が南極の環境に及ぼす影響を制限し、隊員に本議定書および本パートの要件を周知するために、隊員に訓練を受けさせるものとする。
- (d) USAP は、可能な限り、過去の活動の場所（すなわち移動に使ったルート、燃料庫、現場基地、墜落した航空機）の目録を作成し、将来の科学的プログラム、後方支援プログラムおよび廃棄物管理プログラムの立案にあたって当該場所を考慮に入れられるようにするものとする。
- (e) USAP は、過去および現在の陸上廃棄物処分地および放棄された作業現場をクリーンアップするものとする。ただし、以下の作業を行う必要はない。
- (1) 史跡または歴史的記念物に指定された構造物を除去する。
  - (2) 当該構造物または廃棄物を除去すれば現在の場所に残しておくよりも大きな環境悪影響をもたらす場合に、構造物または廃棄物を除去する。
- (f) USAP は、本条約および本議定書の要件に従って、本セクションに記載する廃棄物処理計画および目録を回覧するものとする。

## サブパート E—禁止物質の指定、汚染物質の再分類

### § 671.14 年 1 回の見直し

理事長は、少なくとも年に 1 回は禁止物質および指定汚染物質のリストを見直すものとし、以下の基準に基づいて、物質を禁止物質、指定汚染物質またはその他の廃棄物に指定または再指定するよう提案することができる。

- (a) ある物質（指定汚染物質を含む）が健康もしくは環境に重大な切迫した危険をもたらす、廃棄物管理手続きもしくはその他の方法で当該危険を排除できないと理事長が判断した場合、または本議定書もしくは本条約の締約国が南極地域においてある物質の使用を禁止すべきことに合意した場合、理事長は、当該物質を禁止物質に指定することができる。
- (b) 理事長は、ある物質が不適切に処理もしくは加工、貯蔵、輸送または処分された場合に健康または環境に危険をもたらす傾向があると判断した場合、当該物質を指定汚染物質に指定することができる。
- (c) 理事長は、以前に禁止物質に指定された物質が、もはや本セクションの Paragraph (a) に記載する特徴を示していないと判断した場合、当該物質を（本議定書の規定と整合的である限りにおいて）禁止物質のリストから削除することができる。ただし、当該物質が本セクションの Paragraph (b) に記載する特徴を有すると理事長が判断した場合、当該物質は、指定汚染物質に再指定するものとする。

- (d) 理事長は、以前に指定汚染物質に指定された物質が、もはや本セクションのパラグラフ(b)に記載する特徴を示していないと判断した場合、当該物質を指定汚染物質のリストから削除することができる。
- (e) 理事長は、本セクションのパラグラフ(a)～(d)に記載する決定を下すにあたって、監視活動またはその他の方法で入手したすべての新しい関連情報を考慮に入れるものとする。

#### § 671.15 予備決定の公示

理事長は、§ 671.14 に従う物質の指定または再指定（禁止物質リストまたは指定汚染物質リストからの当該物質の削除を含む）に先立って、提案された指定または再指定（その理由を含む）の通知を**連邦官報**に公示するものとする。当該通知によって関係者、環境保護庁およびその他の連邦機関に対し、通知の公示日後 30 日以内に、当該措置に関する書面データ、コメントまたは意見を提出するよう促すものとする。

#### § 671.16 汚染物質の指定および再指定

理事長は、§ 671.15 に従って関係者、環境保護庁およびその他の連邦機関から受領したコメントまたは提案を見直したのち、上述の各種物質を指定および再指定する最終決定を下す。理事長は、当該最終決定後 10 日以内に、講じられた措置の通知を**連邦官報**に公示するものとする。当該措置は、通知公示から 30 日後以降に効力を生じるものとする。

### サブパート F—緊急事態

#### § 671.17 緊急事態

本パートの規定は、人命の安全もしくは船舶、航空機もしくはその他の重要な設備・施設の安全、または環境の保護に関連する緊急事態には、適用されないものとする。当該緊急事態に起因する作為または不作為の通知は、直ちに理事長に報告するものとする。理事長は、本条約および本議定書の要件に従って本条約締約国に通知し、当該作為または不作為の通知を**連邦官報**に公示するものとする。

## パート 672—執行および意見聴取手続き

パート 672 は長大かつ複雑であったため、本書から削除された。パート 672 に定める規則は、1978 年の南極保存法に従って民事上の刑罰または賦課金を評価するためのすべての審判手続き、および財団がその裁量でこれらの規則に基づいて処理すべきであると判断したその他の審判手続きに適用される。

## パート 673—民間南極探検隊

### § 673.1 規則の目的

本パートの規則の目的は、1996 年の南極科学・観光・保存法（公法第 104-227 号）によって修正された 1978 年の南極保存法（公法第 95-541 号）、および 1991 年 10 月 4 日にマドリードで締結された環境保護に関する南極条約議定書の第 15 条を実施することである。特に本パートは、南極条約に基づいてアメリカ合衆国による事前通告が義務づけられており、旗を掲げない船舶を使用するすべての民間探検隊に対し、船舶所有者または船舶運営者に適切な緊急時対応計画を立てさせるよう義務づけている。本パートは、南極保存法に基づく環境保護義務を探検隊員に周知するよう確保することも目的としている。（管理番号 3145-0179 で行政管理予算局によって承認済み）。

### § 673.2 適用範囲

本パートの要件は、南極地域に向けた、または南極地域内における民間探検隊で、南極条約第 VII 条パラグラフ(5)に基づいてアメリカ合衆国が事前通告を義務づけられているものに適用される。

### § 673.3 定義

本パートにおいて、

「南極地域」とは、南緯 60 度以南の地域を意味する。

「探検」とは、アメリカ合衆国内において組織された、またはアメリカ合衆国を經由する 1 人または複数の民間人が、南極地域に向けて、または南極地域内において実施する活動で、南極条約第 VII 条パラグラフ(5)に基づいて事前通告を義務づけられているものを意味する。

「人」とは、アメリカ合衆国法典第 1 編第 1 条で当該用語に付与された意味を有し、アメリカ合衆国の管轄に服するあらゆる人を含む。ただし、この用語は、連邦政府の省、庁またはその他の機関を含まない。

### § 673.4 環境保護情報

- (a) 南極地域に向けた民間探検隊を組織し、アメリカ合衆国において事業を行う人は、探検隊員に南極保存法の環境保護義務を周知するものとする。
- (b) 国立科学財団の極地プログラム事務局は、公表および配布のために、南極保存法に

定める禁止行為の説明、ならびにツアーオペレーター、その顧客および従業員向けのその他の適切な教材を作成することができる。ツアーオペレーターに乗客および乗組員への配布用として提供された当該教材は、南極地域への旅行前または旅行中に配るものとする。

### § 673.5 緊急時対応計画

南極地域に向けて、または南極地域内において民間探検隊を組織する人で、アメリカ合衆国の旗を掲げない船舶で乗客を輸送するものは、以下について確保するものとする。

- (a) 船舶所有者または船舶運営者の船上石油汚染緊急計画が、1978年の関連議定書（MARPOL 73/78）によって修正された1973年の国際海洋汚染防止条約の附属書 I の規則 26 に従って作成および維持されており、南極地域における船舶の活動時に生じる可能性のある非常事態に対する迅速かつ有効な対策を定めていること。アメリカ合衆国沿岸警備隊規則の 33 CFR セクション 151.26 に定める要件を満たす緊急時対応計画は、本パラグラフの要件も満たす。船舶所有者または船舶運営者が船上石油汚染緊急計画を立てていない場合は、迅速かつ有効な対策のための個別計画を立案する必要がある。
- (b) 船舶所有者または船舶運営者が、人命および安全に対するリスク問題を考慮に入れて、緊急時に迅速かつ有効な対策を講じる計画を実施するために、あらゆる合理的な措置を講じることに同意していること。